

西日本コンサルタント株式会社行動計画

次世代育成支援対策推進法 及び 女性活躍推進法に基づく【一体型】一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる雇用環境を整備し、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和 7年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日までの2年間

2. 内容

《女性活躍推進/次世代育成支援対策の目標・取組》

目標1 : ノー残業デーの実施率を1年につき5%向上させ、フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数を削減する。

<対策>

- ・令和 7年 4月～ フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数を把握し、削減すべき数値目標を設定する。
- ・令和 7年 4月～ ノー残業デーの実施率を把握し、向上すべき数値目標を設定する。

《女性活躍推進/次世代育成支援対策の目標・取組》

目標2 : 育児休業を取得しやすい環境づくりとして管理職への周知を年間2回以上行い、男性労働者の育児休業取得率を向上させる。

<対策>

- ・令和 7年 4月～ 育児休業を取得しやすい環境づくりとして管理職への周知を年間2回以上行う。
- ・令和 7年 4月～ 育児休業取得率を把握し、向上すべき数値目標を設定する。

《次世代育成支援対策の目標・取組》

目標3 : 子どもが、保護者である労働者の働いている姿を見ることができる「子ども参観日」を含む会社行事への参加者を年1人以上増やす。

<対策>

- ・令和 7年 4月～ 過去の参加数を把握し、参加人数の数値目標を設定する。